植物検疫に係る輸入解禁協議の状況について

令和８年10月30日
植　物　防　疫　課

目次

1.　意見聴取の背景
2.　ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実の輸入解禁協議
3.　台湾産マンゴウの生果実の品種制限の撤廃協議
4.　今後の予定

（参考）

１．輸入解禁要請に関する標準的手続
２．植物検疫措置に関する国際ルール

意見聴取の背景

- 我が国は、農作物に甚大な被害をもたらすおそれがあり、かつ、輸入時の検査では発見が困難な病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法に基づき、これらが付着するおそれのある植物の輸入を禁止。当該植物（輸入禁止品）の種類は同法施行規則別表2により規定。

- 輸入禁止品について諸外国から解禁要請があった場合は、標準的手続（令和5年3月22日農林水産省訓令第5号）に基づき、要請国との協議、専門家等からの意見聴取等を通じて解禁条件を決定し、同施行規則を改正するとともに、関連する告示等を策定。

- 専門家等からの意見聴取は、植物検疫措置に関する国際的なルールを踏まえつつ、科学的及び技術的な観点におけるリスク管理措置その他の解禁条件の妥当性について行う。

- 今回は、ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実の輸入解禁要請及び台湾産マンゴウの生果実の品種制限の撤廃要請について、当該要請国と協議中のリスク管理措置案について意見聴取を行う。

ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実の輸入解禁協議

経緯

2021年２月	ベトナムから輸入解禁要請
2025年９月	協議対象病害虫の特定
2025年～2026年	ミカンコミバエ種群及びセグロモモミバエに対するリスク管理措置の協議

ザーサイン種ポメロ生果実及び協議対象病害虫の概要

○ ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実は、長さ17cm、幅14.5cm程度の大きな果実で、果皮は1.7cmから2.5cmと厚い。重さは1.2～2.1kg程度。果皮はところどころ黄色がかった緑色で、果肉は赤色。

○ 協議対象病害虫として特定した（ア）ミカンコミバエ及び（イ）セグロモモミバエは、生果実に甚大な被害を及ぼす害虫として知られており、寄生した果実は腐敗・落果し、ひどい場合は収穫皆無となる。

① ザーサイン種ポメロ生果実

（学名: *Citrus maxima* ‘Da Xanh’）





② 協議対象病害虫

（ア）ミカンコミバエ（学名： *Bactrocera dorsalis*）



【発生地域】
ベトナム、中国、インド、アフリカ等
【寄主植物】
かんきつ類、マンゴウ等

（イ）セグロモモミバエ（学名：*Bactrocera correcta*）



【発生地域】
ベトナム、中国、バングラデシュ、インド等
【寄主植物】
かんきつ類、もも等

リスク管理措置の検討①

○ ベトナム検疫当局が実施した殺虫試験の結果の妥当性を、提出された報告書により確認。

● 熱耐性比較試験（蒸熱処理）…最耐性ミバエ種及び発育ステージの決定

ザーサイン種ポメロの生果実に寄生させたミカンコミバエ及びセグロモモミバエの各発育ステージ（老齢卵及び1～3齢幼虫）を蒸熱処理したときの補正殺虫率（%）（各試験区で1,600頭供試し、3反復実施。熱耐性を比較できるよう、いずれの処理区も保持時間0分。）

果実中心温度	ミカンコミバエ				セグロモモミバエ			
	老齢卵	1齢	2齢	3齢	老齢卵	1齢	2齢	3齢
43℃	25.3	34.3	40.7	35.0	16.4	25.7	21.3	27.1
45℃	79.7	86.0	90.6	88.5	55.6	84.9	82.8	76.3
46℃	100	100	100	100	99.2	100	100	100
47℃	100	100	100	100	100	100	100	100

セグロモモミバエの老齢卵の補正殺虫率が低く、セグロモモミバエの老齢卵の熱耐性が最も高いことを確認

● 大規模殺虫試験（蒸熱処理）

ザーサイン種ポメロの生果実に寄生させたセグロモモミバエの老齢卵に対して、蒸熱処理（果実中心温度を46.5℃で20分間保持）を実施

反復	対照区		処理区			
	果実数	生存虫数	果実数	有効供試虫数	生存虫数	殺虫率（%）
1	20	5,360	36	9,648	0	100
2	20	4,861	36	8,749	0	100
3	20	4,941	36	8,893	0	100
4	11	2,130	36	6,970	0	100
計	71	17,292	144	34,260	0	100

ザーサイン種ポメロの生果実に寄生させたセグロモモミバエの老齢卵について、34,260個の完全殺虫を確認

リスク管理措置の検討②

試験における処理時の温湿度データから、有効な処理基準を設定。

- 庫内温度を蒸熱処理開始から3時間以内に段階的に47.5℃以上まで上昇させ、その後、処理終了まで庫内温度47.5℃以上を維持
- 庫内温度を47.5℃以上まで上昇・維持させるのと並行して、相対湿度50～70%の蒸気で、果実中心温度が43.0℃に到達するまで生果実を加熱
- 果実中心温度が43.0℃に到達した後、引き続き、庫内温度47.5℃以上の飽和蒸気（相対湿度90%以上）により、果実中心温度が46.5℃に到達するまで生果実を加熱
- 引き続き、庫内温度47.5℃以上の飽和蒸気により果実中心温度を46.5℃以上で20分間保持

解禁条件案

ベトナム側植物防疫機関による措置

- ザーサイン種以外のポメロの混入がないよう生産者への指導
- 消毒施設・選果こん包施設の指定
- ザーサイン種以外のポメロの混入がないよう施設側への指導
- 指定蒸熱処理施設における消毒処理（Ｐ８の処理基準による蒸熱処理）への立会い
- 輸出検査（ミカンコミバエ、セグロモモミバエが発見された場合は全荷口の輸出を停止）及び植物検疫証明書の発行
- 再汚染防止措置（こん包の開口部にメッシュを張るなど）
- 輸出検査が終了した旨及び日本向けである旨のこん包等への表示並びに荷口又はコンテナーの封印
- 船積貨物又は航空貨物としての輸出（携行手荷物及び国際郵便物としての輸出は認められない）

日本側植物防疫機関による措置

- ベトナム側が実施する消毒処理、輸出検査の確認
- 輸入検査（ミカンコミバエ、セグロモモミバエが発見された場合は全荷口の輸入を停止）

台湾産マンゴウの生果実の品種制限の撤廃協議

経緯

1982年５月	アーヴィン種、カイト種及びハーディン種のエチレンダイブロマイドくん蒸による輸入解禁
1988年７月	アーヴィン種の蒸熱処理による輸入解禁（飽和蒸気を使用し、果実中心温度46.5℃以上で30分間以上保持）
1991年３月	ハーディン種についてもアーヴィン種と同じ蒸熱処理条件で輸入解禁
2012年１月	台湾側から他品種のマンゴウの輸入解禁についての要請があり、併せて、金煌種、玉文種及び農民党１号種を対象としたミカンコミバエ及びウリミバエに対する蒸熱処理殺虫試験の結果に関する情報（殺虫試験報告書）を受理
2012年～2026年	全ての台湾産栽培品種に適用可能なリスク管理措置を協議

マンゴウ生果実及び協議対象病害虫の概要

○ 台湾産マンゴウの生果実（アーヴィン種及びハーディン種は輸入解禁済み）は、主要品種としては20種ほどある。形状は、勾玉状や丸形、倒卵形又は長楕円形でやや扁平、外果皮はなめし皮状で黄色、緑色又は赤色、重さは、小さい品種では150g～大きいものでは1,400ｇ程度。

○ 協議対象病害虫である（ア）ミカンコミバエ及び（イ）ウリミバエは、生果実に甚大な被害を及ぼす害虫として知られており、寄生した果実は腐敗・落果し、ひどい場合は収穫皆無となる。

① マンゴウ生果実

（学名: *Mangifera indica*）



アーヴィン種



金煌種

② 協議対象病害虫

（ア）ミカンコミバエ（学名： *Bactrocera dorsalis*）



【発生地域】
台湾、中国、東南アジア、アフリカ等
【寄主植物】
マンゴウ、かんきつ類等

（イ）ウリミバエ（学名： *Bactrocera cucurbitae*）
（*Zeugodacus cucurbitae*）



【発生地域】
台湾、中国、東南アジア、ハワイ等
【寄主植物】
マンゴウ、うり科等

リスク管理措置の検討①

○ 台湾側の検疫当局が実施した殺虫試験の方法及び結果の妥当性を、提出された報告書により確認。

● 熱耐性比較試験（最耐性ステージ（態）の決定）

金煌種、玉文種及び農民党1号種の生果実に寄生させたミカンコミバエ及びウリミバエの各発育ステージ（老齢卵及び1～3齢幼虫）を蒸熱処理したときの補正殺虫率（各試験区で1,200頭供試し、3反復実施。熱耐性を比較できるよう、いずれの処理区も保持時間0分。）

金煌種の各果実中心温度における補正殺虫率 （%）

果実中心温度	ミカンコミバエ				ウリミバエ			
	老齢卵	1齢	2齢	3齢	卵	1齢	2齢	3齢
44.2℃	52.9	70.2	84.6	82.6	91.0	95.3	96.2	97.5
45.2℃	**85.9**	95.2	98.6	98.8	99.4	100	100	99.5
46.2℃	100	100	100	100	100	100	100	100

玉文種の各果実中心温度における補正殺虫率 （%）

果実中心温度	ミカンコミバエ				ウリミバエ			
	老齢卵	1齢	2齢	3齢	卵	1齢	2齢	3齢
44.2℃	54.8	88.3	90.1	90.4	91.4	95.4	98.9	99.5
45.2℃	**91.5**	95.5	99.3	99.7	99.1	99.9	99.9	100
46.2℃	**95.7**	100	100	100	100	100	100	100

農民党1号種の各果実中心温度における補正殺虫率 （%）

果実中心温度	ミカンコミバエ				ウリミバエ			
	老齢卵	1齢	2齢	3齢	卵	1齢	2齢	3齢
44.2℃	35.9	79.1	85.9	66.3	78.4	93.0	96.2	96.5
45.2℃	**83.2**	98.7	97.5	97.2	96.8	100	100	100
46.2℃	100	100	100	100	100	100	100	100

➡ 生果実に寄生するミカンコミバエ及びウリミバエの各発育ステージでは、ミカンコミバエの老齢卵の熱耐性が最も高いことを確認

リスク管理措置の検討②

● 大規模殺虫試験

金煌種、玉文種及び農民党1号種の生果実に寄生させたミカンコミバエの老齢卵に対して、蒸熱処理（果実中心温度を46.2℃で30分間保持）を実施

金煌種

反復	対照区		処理区			
	果実数	生存虫数	果実数	有効供試虫数	生存虫数	殺虫率（%）
1	18	4,986	72	19,944	0	100
2	18	5,213	72	20,852	0	100
3	18	5,138	72	20,552	0	100
計	54	15,337	216	**61,348**	0	**100**

玉文種

反復	対照区		処理区			
	果実数	生存虫数	果実数	有効供試虫数	生存虫数	殺虫率（%）
1	18	5,438	72	21,752	0	100
2	18	5,181	72	20,724	0	100
3	18	5,643	72	22,572	0	100
計	54	16,262	216	**65,048**	0	**100**

農民党1号種

反復	対照区		処理区			
	果実数	生存虫数	果実数	有効供試虫数	生存虫数	殺虫率（%）
1	18	2,659	90	13,295	0	100
2	18	2,408	90	12,040	0	100
3	18	2,547	90	12,735	0	100
計	54	7,614	270	**38,070**	0	**100**

➡ 金煌種、玉文種及び農民党1号種の生果実に寄生させたミカンコミバエの老齢卵について、それぞれ61,348個、65,048個及び38,070個の完全殺虫を確認

リスク管理措置の検討③

試験における処理時の温湿度データから、全ての台湾産栽培品種に有効な処理基準を設定。

- 庫内温度47.4℃以上の飽和蒸気（相対湿度90%以上）により、生果実を120分間加熱
- 120分間経った段階で果実中心温度が46.5℃に達していない場合、果実中心温度が46.5℃に到達するまで、引き続き、庫内温度47.4℃以上の飽和蒸気で生果実を加熱
- 120分間以上の加熱の後、果実中心温度が46.5℃以上に達したら、引き続き、庫内温度47.4℃以上の飽和蒸気により果実中心温度を46.5℃以上に保ったまま、30分間保持

品種制限の撤廃に係る条件案

台湾側植物防疫機関による措置

- 消毒施設・選果こん包施設の指定
- 指定蒸熱処理施設における消毒処理（P15の処理基準による蒸熱処理）への立会い
- 輸出検査（ミカンコミバエ、ウリミバエが発見された場合は全荷口の輸出を停止）及び植物検疫証明書の発行
- 再汚染防止措置（こん包の開口部にメッシュを張るなど）
- 輸出検査が終了した旨及び日本向けである旨のこん包等への表示並びに荷口又はコンテナーの封印
- 船積貨物又は航空貨物としての輸出（携行手荷物及び国際郵便物としての輸出は認められない）

日本側植物防疫機関による措置

- 台湾側が実施する消毒処理、輸出検査の確認
- 輸入検査（ミカンコミバエ、ウリミバエが発見された場合は全荷口の輸入を停止）

※蒸熱処理基準以外の解禁条件は、既に解禁されているアーヴィン種及びハーディン種と同じ

※上記の蒸熱処理基準は、アーヴィン種及びハーディン種の既解禁処理基準（飽和蒸気を使用して、果実中心温度46.5℃以上で30分間以上保持）も必ず満たすことから、同２品種に対しても有効と判断している

今後の予定

【ベトナム産ザーサイン種ポメロの生果実の輸入解禁協議】

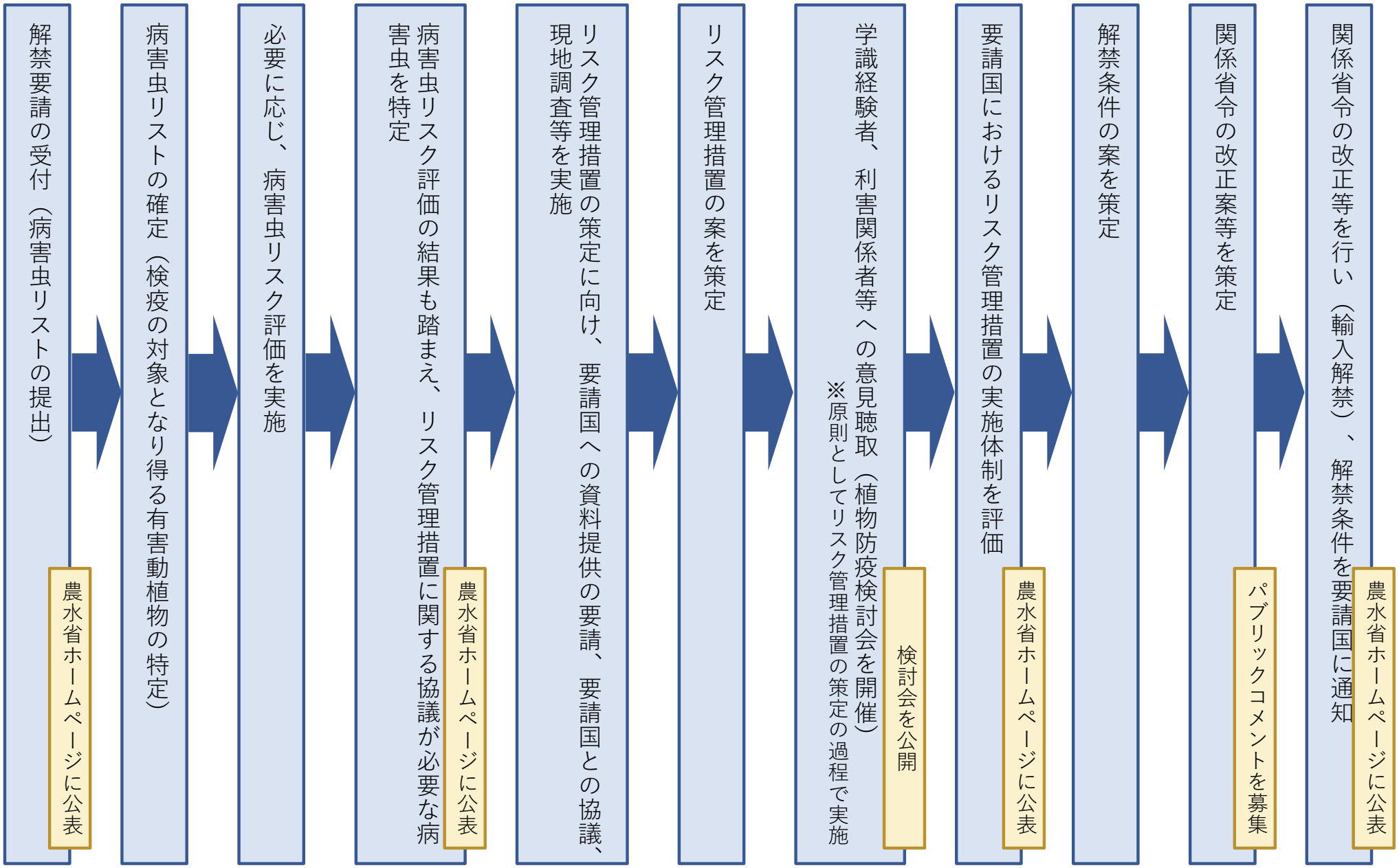
解禁条件の細部に係る協議、パブリックコメント募集、施行規則等改正、相手国に通知

【台湾産マンゴウの生果実の品種制限の撤廃協議】

解禁条件の細部に係る協議、パブリックコメント募集、施行規則等改正、相手国に通知

【参考１】輸入解禁要請に関する標準的手続

令和5年3月22日
農林水産省訓令第5号



【参考２】植物検疫措置に関する国際ルール

【ＷＴＯ/ＳＰＳ協定】（1995年、164か国・地域が加盟）

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Sanitary and Phytosanitary Measures）

人、動物又は植物の生命又は健康を守りつつ、貿易に与える影響を最小限にするための国際ルール。ＷＴＯ協定附属書の１つとして１９９５年１月に発効。

加盟国の主な義務

① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること

② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること

③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと

④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること

⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

【ＩＰＰＣ】（1952年、185か国・地域が加盟）

国際植物防疫条約（International Plant Protection Convention）

主な活動

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定及びその実施支援、技術協力、加盟国間の情報共有等